

小学校
教授用資料

小学校 音楽科における学習指導・ 学習評価についての考え方



教育芸術社

はしがき

本冊子は、平成 29 年 3 月に告示された小学校学習指導要領の改訂内容を踏まえ、小学校の音楽科における学習指導・学習評価についての考え方について、副島和久先生に書き下ろしていただいたものです。二次元コード、URL へのリンクによって詳細な情報にアクセスすることができますので、ぜひご活用ください。

CONTENTS

- 1 | 義務教育で音楽を学ぶことの意味 (3)
- 2 | 子供たちに身に付けさせたい資質・能力 (4)
- 3 | 主体的・対話的で深い学びと学習評価 (6)
- 4 | まとめ これからの音楽科教育について (8)

副島和久 (そえじま・かずひさ)

佐賀市立金立小学校 校長

1987 年に佐賀大学教育学部を卒業し、佐賀県内公立中学校 2 校で教諭として勤務した後に、佐賀大学教育学部附属中学校に 10 年間勤務する。その間、2002 年から 3 年間、研究主任を務める。その後、佐賀県教育センターに勤務し、小学校音楽、中学校音楽の担当を務める傍ら、2010 年から 3 年間、研究調査担当係長を務める。県内公立中学校で教頭として勤務した後に、佐賀県教育センター研究課長、県内公立小学校で校長として勤務した後に、同副所長、その後、太良町立多良小学校校長を経て、現職。

その間、

中学校学習指導要領 (第 8 次改訂) 解説音楽編作成協力者

評価規準、評価方法等の工夫改善に関する調査研究協力者 中学校 音楽 (平成 22・23 年)

平成 25 年度 中学校学習指導要領実施状況調査問題作成委員会委員 (音楽)

平成 25 年度 中学校学習指導要領実施状況調査結果分析委員会委員 (音楽)

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 芸術ワーキンググループ委員

学習指導要領等の改善に係る検討に必要な専門的作業等 (第 9 次改訂) 協力者

評価規準、評価方法等の工夫改善に関する調査研究協力者 中学校 音楽 (平成 31 年) を務める。

著書に『平成 29 年版 中学校新学習指導要領の展開 音楽編』(編著・明治図書)

『指導と評価がつながる! 中学校音楽授業モデル 第 1 学年』

『指導と評価がつながる! 中学校音楽授業モデル 第 2・3 学年』

(伊野義博氏と共に編著・明治図書)

他、執筆原稿多数。

1 義務教育で音楽を学ぶことの意味

1 なぜ、音楽を学ぶのか？

小学校では教科として、国語、算数、理科、社会（低学年では生活）、音楽、図画工作、家庭、体育に加え、平成 29 年告示の学習指導要領（以下、学習指導要領）では、外国語も高学年において、教科として学ぶこととなりました。それぞれの教科には教科の目標があり、その実現に向けて系統的に学んでいくこととなります。さらには、それらは中学校に引き継がれ、義務教育 9 か年の学びが展開されていきます。では、その中で、音楽科が教科として存在することの意味をみなさんはどのようにお考えでしょうか。

慌ただしい学校生活の中で、日々の教育活動に追われがちなか中にはありますが、一度、立ち止まって、「なぜ、小学校や中学校で音楽を学ぶのか？」「義務教育で音楽を学ぶと将来、子供たちにどのような幸せが訪れるのか？」「音楽を一生懸命に学んだ子供はどのような大人になるのか？」と考えるみることも大切なのではないのでしょうか。

当然、このことは音楽科に限ったことではありません。教科教育において、「それぞれの教科をなぜ学ぶのか？」という問いは、指導者としての教師にとって、最も重要なものであると思います。

2 知性と感性が働く教科としての音楽科

音楽を含む芸術は、哲学や科学などと並び、古代ギリシャの時代から学びの対象であり、研究の対象でありました。古くから音楽は人々の生活に欠かせないものであったようです。

他の教科と比較したときに、音楽科ならではの特徴は何かと考えると、「感性を働かせる教科である」ということに尽きると思います。もちろん、他の教科等でも、「感性を働かせる」ということがないわけではありませんが、音楽科の学びにおいては、「自分がどのように感じたのか」ということをとても大切にします。そして、その感じ方が一人一人異なるものであることから多様な価値に気づき、それらの価値を互いに認め合いながら他者と協働したり、自らの感情を表現したりすることが、音楽を学ぶことの意味ではないかと思います。つまり、音楽科の学びでは、知性と感性の両方を働かせていくことが重要であり、それらに関わらせて学ぶことが、子供たちの創造性の源にもなっていくのではないかと思います。

最初に、「古くから音楽は人々の生活に欠かせないものであった」と書きましたが、それは現代でも同じだと思います。私たちの生活の中で音楽は欠かせないものであり、子供たちも音楽は大好きだと思います。ただ、子供たちが、我が国の音楽も含めたいろいろな音楽に幅広く触れて、自らの音楽観を広げることや、初めて出会う音楽とも真摯に向き合って、その音楽のよさや美しさ、面白さを感じ取ることは、多様な音楽と楽しく関わる義務教育での経験を通してしか学べないのではないかと考えます。

2 | 子供たちに身に付けさせたい資質・能力

1 これからの社会を生きる子供たちが音楽科の学習を通して身に付けてほしいこと

リンクA



このことについては、様々な考えがあろうかと思いますが、その中の重要なキーワードが、小学校学習指導要領における音楽科の教科の目標 [リンクA](#) の中に示されています。教科の目標の柱書きには「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」(下線は筆者による)と示されています。つまり、「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」こそが、これからの社会を生きる子供たちが身に付けてほしい力といえるでしょう。では、「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」とは、一体どのようなことなのでしょう。

リンクB



私たちが生活する社会は多種多様な音や音楽で満ち溢れています。好むと好まざるとに関わらず、毎日、私たちはたくさん音や音楽を耳にしながら生活をしています。そのような中で、自分自身との関わりを通して音や音楽を捉え、そのことによって、自らの生活を豊かにしていけることが「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる」ということではないでしょうか。小学校学習指導要領における音楽科の各学年の目標 [リンクB](#) (3)の中に「音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う」との一文があります。子供たちが、小学校6年間の中で、楽しく音楽と関わる経験を通して、様々な音楽に親しみ、自らの音楽観を広げ、生涯にわたって、音楽と付き合いしていくための術を身に付けられるよう導いていくことが、「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を育成する」ということにほかならないのだと思います。

2 三つの柱で整理された音楽科の資質・能力

リンクC



ご存じの通り、学習指導要領においては、全ての教科・領域において、育成を目指す資質・能力が三つの柱で整理されました。その柱とは、①「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得) ②「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成) ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」の三つです。[リンクC](#) したがって、音楽科の教科の目標も同様に三つの柱で整理され、音楽科で育成を目指す資質・能力として規定された「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」の具体的内容が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に分けて示されています。[リンクA](#) この教科の目標の中でのいくつかのポイントについて説明します。

「知識及び技能」では、「知識」として「曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解する」と示されています。例えば、「この音楽が楽しく生き生きとした感じがするのはなぜだろう？」と考えた子供たちが「付点のリズムがたくさん用いられているから」ということに気付いたとします。そのときに、子供たちは「付点のリズム(♪♪)を用いると楽しく生き生きとした感じの音楽になる」ということを一つの知識として習得することになります。それは、実際に音楽を聴いたり、歌ったり、演奏したりしなければ分からないことであり、音楽活動を通して得られた知識といえます。当然、その際にはある程度の速度が担保されていることや音楽の調性なども関係しているので、「付点のリズム＝楽しく生き生きとした感じ」といったように単純なことではないかもしれませんが、この時点で

子供が得た知識としては十分であると思います。さらに、音楽づくりの学習などで、子供が「楽しく生き生きとした音楽にしたいので、付点のリズムをたくさん使いたい」といったような思いや意図をもって作品をつくったとすると、それは、以前の学習で習得した知識を活用したという姿の一つといえるでしょう。

同じく「知識及び技能」の「技能」については、「表したい音楽表現をするために必要な」という前置きがあります。特に小学校の場合は、初めに基礎的な技能を習得するということは必要であると思います。しかし、そのことだけに終始するのではなく、子供が「このように歌いたい」「このように演奏したい」「こんな音楽をつくりたい」といったような思いをもつことができる授業を構想し、その中で、自分が表したい音楽表現をするために必要な技能として、子供自身が必要性や必然性をもって技能を身に付けるようにすることが大切なのです。

音楽科における「思考力、判断力、表現力等」とは、端的にいうと、表現領域では「音楽表現を工夫する」、鑑賞領域では「音楽を味わって聴く」ことです。各学年の目標 [リンク B](#) においては、それぞれ「音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつこと」(表現)、「曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くこと」(鑑賞)【いずれも第5学年及び第6学年の目標】と示されています。ここで大切なのは、その際に、[共通事項] [リンク D](#) の学習としっかりと関わらせることです。つまり、音色、リズム、速度、旋律、強弱などの音楽を特徴付けている要素や、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係などの音楽の仕組みをしっかりと聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、それらがどのように関わっているのかを考えることを支えとして、音楽表現を工夫したり、音楽を味わって聴いたりすることが求められているのです。これは、「音楽科」という教科ならではの思考力、判断力、表現力であるといえるでしょう。

「学びに向かう力、人間性等」については、これまで音楽科教育において大切にしてきた「音楽を愛好する心情」「音楽に対する感性」「音楽に親しむ態度」や「豊かな情操」といった内容が盛り込まれており、まさに、子供たちが生涯にわたって、音楽を通してどのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るかということが示されていると思います。ここで大切なことは、「音楽活動の楽しさを体験することを通して」という前置きがあることです。「音楽活動の楽しさ」とは、例えば、みんなで一緒に歌ったり演奏したりする楽しさ、友達のいろいろな感じ方や考え方を知る楽しさ、自分の思いや意図をもって音楽表現できる楽しさなど、たくさんあります。大切なことは、音楽科における表現や鑑賞の活動に子供たちが主体的かつ創造的に取り組むことで、前述した楽しさを実感できるようにすることが教師の大切な役目であるということです。

リンク D



3

主体的・対話的で深い学びと学習評価

1 手立てとしての主体的・対話的で深い学び

「何を学び、何を身に付けてほしいか」ということについては、本冊子4～5ページに示した通りですが、それをどのように学ぶのかについては、「主体的・対話的で深い学び」ということが、学習指導要領の総則や各教科において示されています。[リンクE](#) 大切なことは、「主体的・対話的で深い学び」を実現すること自体が目的ではなく、そのことを手立てとして、本冊子4～5ページに述べたような資質・能力を確かに身に付けられるようにすることが重要な目的であるということです。「主体的・対話的で深い学び」は、私たち教師の日々の授業を改善していく際の視点であり、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」はそれぞれに関わりながら一体的に実現していくものではありませんが、ここでは、便宜的に三つに分けて、それぞれのポイントを簡単に説明します。[リンクF](#)

「主体的な学び」のポイントはいくつかありますが、一つ目は「**学びの対象への興味・関心**」を引き出すということです。教材となる音楽と子供との出会いをどのように演出し、子供たちの「面白そうだ」「もっと知りたい」「できるようになりたい」という気持ちをいかに喚起するのかが教師の腕の見せどころです。二つ目は、子供が見通しをもって、粘り強く取り組めるようにすることです。「見通し」は、1単位時間の授業ではなく、できれば題材全体から、何を学び、何ができるようになればよいのかを見通せるようにしたいものです。そして、スモールステップでの活動などを工夫して、子供たちが途中であきらめることなく、最後まで取り組めるような題材構成ができるとうよいです。そして三つ目に、「**振り返り**」を適切に位置付け、子供たちが、学んだことの意味や価値などを自覚し、さらに学んでいきたいという気持ちをもてるようにすることが大切です。

「対話的な学び」のポイントは、「**自らの考えを広げたり深めたりすることができているか**」という1点に尽きると思います。グループやペアでの活動を行っていても、単なる伝え合いの活動だけで終わっては「対話的な学び」が実現できているとはいえません。子供たちが友達の聴き取りや感じ取りに触れて、自分では気付かなかった音楽のよさに気付いたり、自らが考えた音楽表現の工夫を一生懸命に友達に伝えていく中で、自らの考えを深めたりできるような学習活動を仕組めるとよいです。また、「対話的な学び」を実現するためには、グループやペアでの活動を必ず行わなくてはならないわけではありません。まずは、教師自身が子供とのやり取りの中で、「対話的な学び」を実現できるように、その力量を高めたいものです。

「深い学び」のポイントは、「**音楽的な見方・考え方を働かせる**」ということです。これまで述べた「主体的な学び」「対話的な学び」については他教科とも共通する部分が多くありますが、「深い学び」については、音楽科ならではの「深い学び」にすることが大切であり、そのためには、「音楽的な見方・考え方を働かせる」ことが重要です。小学校音楽科における「音楽的な見方・考え方を働かせる」とは、「**音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること**」と説明されています。つまり、子供たちが常に音や音楽をどのように感じているのかということを大切に、それはどのような要素や働きと

リンクE



リンクF



関わっているのかを考えられるようにすることが大切です。これは〔共通事項〕の学習と深く関連しています。そして、その音楽が自分自身を含む多くの人たちの生活や文化の中でどのような意味や価値があるのかを考える学習こそが、子供たちの「深い学び」となるということです。

2 指導と評価の一体化を図る学習評価

学習評価については、「何のための評価であるか」ということが重要であり、そのために、どのように学習評価の充実を図るのかということについては、学習指導要領の総則の中でも示されています。また、学習評価改善の基本的な考え方についても、平成31年3月に示された通知の中で、「①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと」「②教師の指導改善につながるものにしていくこと」「③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと」と示されています。[リンクG](#) つまり、評価が「評価のための評価」となるのではなく、子供たちの学習改善、教師自身の指導改善に資するものとなってこそ、その意味を成すということであり、そのことが「指導と評価の一体化を図る」ということになるのではないのでしょうか。[リンクH](#) 「評価が難しい」という声をよく聞きますが、その原因の多くが、本冊子4～5ページで示した「子供たちに身に付けさせたい資質・能力」を明確にしないまま授業に取り組んでいる実態があるように感じています。大原則は、「指導したことを評価する」ということです。評価規準の設定は当然のことですが、目の前の子供たちの実態などを考慮しながら、まずは、設定した評価規準に沿って、「どのようなことが」「どの程度、分かれば（できれば）よいのか？」という「おおむね満足できる」状況（B）と判断する目安を明確にして授業を行い、（限りなく）全ての子供たちがその目安を越えられるようにしてあげることが、教師に期待されていることではないかと思えます。

リンクG



リンクH



[リンク A](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_a.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_a.pdf

[リンク B](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_b.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_b.pdf

[リンク C](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_c.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_c.pdf

[リンク D](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_d.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_d.pdf

[リンク E](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_e.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_e.pdf

[リンク F](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_f.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_f.pdf

[リンク G](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_g.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_g.pdf

[リンク H](https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_h.pdf) https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka_h.pdf

4 | まとめ これからの音楽科教育について

学習指導要領が告示されてから6年、小学校では全面実施から早くも3年が過ぎようとしています。また、国からは学習指導要領に基づいた子供たちの資質・能力の育成に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」をこれまで以上に一体的に充実させていくということが強く打ち出されています。

音楽科においては、その学習の多くが他者との関わりの中で行われる教科であり、合唱や合奏などの音楽活動はもちろんのこと、多くの場面で他者と協働しながら学んでいくことを大切にしてきました。このように、「協働的な学び」は、音楽科にとっては大変馴染みのあるものといえるでしょう。一方で、「個別最適な学び」についてはどうでしょうか。ややもすると、集団での音楽活動にばかり目が行ってしまっていたことや、とてもよくできている子供や、反対に全くできていない子供にばかり目が行きがちになって、全ての子供たち一人一人の学びがどうであるかということに目を向けることが疎かになっていたというようなことはなかったでしょうか。これからは、「個別最適な学び」での成果を「協働的な学び」で生かしたり、「協働的な学び」で得られたことを「個別最適な学び」に立ち返ってさらに深めたりするように、双方が往還するような学びが大切となります。このことが、「一体的に充実させていく」ということの意味であると思います。教師は、子供たち一人一人になお一層、目を向けることにより、子供が「個別最適な学び」を進められるようにし、これまで音楽科で培ってきた「協働的な学び」と一体的に充実を図ることができるようにしていきたいものです。

その際に、「ICTの活用」ということがポイントの一つとなります。一人一台端末の普及とICTのめざましい進歩により、子供たちの学習環境も大きく変化しています。教師も情報収集を怠ることなく、常にICT活用の可能性を広げていけるようにしていきたいものです。しかしながら、「ICTの活用」は「児童生徒の資質・能力の育成」という目的達成のための「手立て」の一つであるということを中心に意識して、「ICTの活用」自体が目的化しないようにすることも大切です。教師として、その可能性を広げつつ、活用場面を見極めながら、積極的に活用していきたいものです。

今後、様々な技術革新が進む中で、知性と感性を融合させながら学んでいく芸術系教科・音楽科の果たす役割はさらに重要となります。子供たちの創造性を育む教科として、これからの音楽科教育にはさらなる大きな期待を寄せていきたいと思います。

本社 〒171-0051 東京都豊島区長崎1-12-14
TEL:03-3957-1175 FAX:03-3957-1174(代表)

中部支社 〒460-0024 名古屋市中区正木4-8-7 れんが橋ビル8F
TEL:052-678-3151 FAX:052-678-3153

関西支社 〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-14-17-601
TEL:06-6943-7245 FAX:06-6920-2170

西部支社 〒751-0808 下関市一の宮本町2-7-14
TEL:083-256-4747 FAX:083-256-1010

2023年3月発行 49121

本冊子は、Web上からもご覧いただけます。

https://www.kyogei.co.jp/pdf/es/2023es_shidou_hyouka.pdf

